



Stock repurchase excise tax proposed regulations—initial analysis

自己株式取得税に関する 規則案—初期的分析

2024年4月17日

kpmg.com/us

目次

背景.....	2
規則案.....	4
手続上のポイント.....	4
申告、納付、及び記録保管の要件.....	4
適用日.....	6
外国の上場会社及び米国子会社.....	7
その他の規定 (一般的に Notice と整合性を保持).....	10
運用上のルール.....	11
自己株式取得税の対象取引または対象外取引のリスト.....	13
Section 4501(e)に基づく自己株式取得税の例外規定.....	15
お問合せ先.....	17

米国財務省は 2024 年 4 月 9 日、2 件の規則案 ([REG-115710-22](#) 及び [REG-118499-23](#)) (以下、「規則案」)を公表しました。当該規則案は、Section¹ 4501 に基づく自己株式の買戻しに係る 1%の連邦物品税 (連邦法人税の課税所得計算上は損金算入不可。ここでは以下、「自己株式取得税」) について規定したものとなっています²。規則案は、(1) 自己株式取得税の報告及び納付要件に関する手続上のガイダンスを規定し、(2) 既に公表されている中間ガイダンスである [Notice 2023-2](#) (以下、「Notice」) において示された取り扱いとは異なる、外国の上場企業を親会社にもつ米国子会社に対する自己株式取得税の適用に言及し³、(3) それ以外は一部の変更及び追記がなされた点を除き Notice のアプローチに概ね則した内容となっています。以下では、これらのポイント及び自己株式取得税の背景を詳細に説明していきます。

背景

Section 4501 は、Pub. L. 117-169 (通称、インフレ抑制法) により制定されました⁴。この法律は、米国の上場会社 (「対象会社」) が、ある課税年度において実施した自己株式取得の正味価額に対して物品税を課すものであり、2023 年 1 月 1 日以降の買戻しに適用されます。米国において、ある課税年度中に対象会社が買戻した株式の価値は、発行した株式 (対象会社またはその特定関連会社の従業員に発行または付与された株式を含む) の価値を差し引くことが可能です (「ネットイング・ルール」)⁵。またこの法律は、外国の上場会社の米国関連会社による、当該外国会社の株式取得にも一部適用されます⁶。Section 4501(e)は、自己株式取得税に係る例外も規定しています (一部は以下に記載)。

財務省は 2022 年 12 月 27 日、Notice を公表し、自己株式取得税に係る中間ガイダンスを示しています。Notice のおもな内容は次のとおりです。(1) どのような取引が買戻しまたは発行に該当するのか、あるいは該当しないのか⁷、(2) 課税年度中の買戻し、発行、または付与される株式の公正市場価値の算定方法⁸、(3) 自己株式取得税上の特定の株式報酬契約の取扱い方法⁹、及び (4) Section 4501(e) の例外規定の適用方法¹⁰。また Notice は、自己株式取得税の報告及び納付に関する想定される手続とスケジュールも示しました¹¹。

¹ 訳者注：この記事における「Section」は米国連邦法である内国歳入法 (Internal Revenue Code of 1986) の条項を指しています。

² REG-118499-23, *Excise Tax on Repurchase of Corporate Stock – Procedure and Administration*, [89 Fed. Reg. 25829](#) (April 12, 2024) 及び REG-11571022, *Excise Tax on Repurchase of Corporate Stock*, [89 Fed. Reg. 25980](#) (April 12, 2024)をご参照ください。

³ 2023-3 I.R.B. 374.

⁴ Pub. L. No. 117-169, 136 Stat. 1818, 1828-1831 (2022) の Section 10201(d) をご参照ください。[KPMG Analysis and observations: Tax law changes in the “Inflation Reduction Act”](#) pp. 26-29 もご参照ください。

⁵ Section 4501(c)(3)

⁶ Section 4501(d)(2)に従い、自己株式取得税は、代理外国法人 (surrogate foreign corporation) (一般的に Section 7874 で定義) または特定関連会社による代理外国法人の株式の取得にも適用されます。この規定の適用は一部の納税者に限られるため、本記事においては詳細は割愛しています。

⁷ Notice § 3.08(3)-(4)

⁸ Notice § 3.06(2); § 3.08(5)

⁹ Notice § 3.07(3)

¹⁰ Notice § 3.07

¹¹ Notice § 4

さらに注目すべき点は、Notice では資金調達ルール（「**Notice Funding Rule**」）を導入し、外国会社に関して自己株式取得税の適用範囲が大幅に拡大され得る見通しを示した点です。外国上場会社の米国子会社は、外国の上場親会社の自己株式取得に「資金提供」した範囲で自己株式取得税が課されます¹²。具体的には Notice では、以下の場合に、「**適用外国会社**」（一般に米国子会社の外国の上場親会社）¹³の「**適用特定関連会社**」（一般に米国子会社）¹⁴は、適用外国会社の株式を取得したものととして扱われるとしています（従って、自己株式取得税の課税対象になり得ます）。

- 適用特定関連会社は、適用外国会社（または米国以外の特定関連会社）による、適用外国会社の株式の取得または買戻しのために「何らかの手段（配当、貸付または出資を含む）で資金提供」する。
- 自己株式取得税の課税を回避することを主たる目的として、対象の資金調達が実施される¹⁵。

この一般規則に加え、以下の場合には、資金調達の主たる目的が自己株式取得税回避であるとみなされる、みなし（*per se*）ルールが Notice Funding Rule に含まれています。

- 適用特定関連会社が、分配以外の何らかの手段で適用外国会社（または米国以外の特定関連会社）に資金提供する。
- 資金提供された事業体が、資金調達後 2 年以内に適用外国会社の株式の取得または買戻しをおこなう¹⁶。

Notice Funding Rule の実務上の運用方法については、不明瞭な点が多くありました（現時点でも存在します）。一方で、外国に親会社がある多国籍企業の米国子会社に関して、自己株式取得税の適用が大幅に拡大されていることが明らかになりました。外国に親会社がある企業グループに対する当該法律の適用が限定的であることを考えると、Notice Funding Rule は（とりわけ）過度に広範囲に及んでいるという、批判的なコメントが多く寄せられました。

その後、内国歳入庁（IRS）は 2023 年 6 月 29 日、さらなる中間ガイダンスとして [Announcement 2023-18](#) を公表し¹⁷、今後公表される財務省規則で規定される期限が到来するまでの間は、納税者は（1）自己株式取得税の報告または納付は不要であり、（2）自己株式取得税の申告または納付がおこなわれていない場合に罰金が科されることはない、としています¹⁸。

¹² Notice § 3.05(2)(a)(ii)(A)

¹³ Notice § 3.02(4)。Notice で定義している「適用特定関連会社」は適用外国会社の特定関連会社を意味し、外国会社または外国パートナーシップ（パートナーシップに直接または間接パートナーとして米国事業体が含まれる場合を除く）は含まれません。Section 4501(c)(2)(B) に定義されている「特定関連会社」とは、次に挙げる会社を意味します。（1）直接的または間接的に（議決権または公正価値の）50%超の株式を保有している会社、及び（2）対象会社が直接的または間接的に 50%以上の資本持分または利益持分を保有しているパートナーシップ。

¹⁴ Section 4501(d)(3)(A) に定義されている「適用外国会社」とは、その株式が確立された証券市場（Section 7704(b)(1) における意味に該当）で取引されている外国会社を意味しています。

¹⁵ Notice § 3.05(2)(a)(ii)(A)

¹⁶ Notice § 3.05(2)(a)(ii)(B)

¹⁷ Announcement 2023-18, 2023-30 I.R.B. 366

¹⁸ Maury Passman, Tim Nichols, Taylor Cortright, 及び Greg Armstrong 執筆の [KPMG report: Reporting and paying the stock repurchase excise tax—not quite yet](#), TaxNewsFlash No. 2024-025 (January 18, 2024) をご参照ください。

規則案

手続上のポイント

申告、納付、及び記録保管の要件

規則案は、2023年1月1日以降に自己株式を取得する（または自己株式を取得したとみなされる）対象会社（または対象会社とみなされる者）は、自己株式取得税の申告をおこなう必要があると定めています。「自己株式取得税の申告」とは、納税額を報告する Form 720「Quarterly Federal Excise Tax Return」、及びその添付書類であり自己株式取得税を算定する Form 7208「Excise Tax on Repurchase of Corporate Stock」の提出を意味します。

KPMG によるコメント

自己株式取得税の申告要件は、ある課税年度中に買戻しを実施する（または買戻しを実施するとみなされる）すべての対象会社（または対象会社とみなされる者）に適用されると考えられます。これは、当該年度におけるそれぞれの買戻しが例外規定に該当するか、または株式発行により全額相殺される場合でも適用されます。言い換えると、税務申告が免除される最低限度額（*de minimis*）についてのルールは存在しないということになります。ある課税年度にいかなる種類の株式を1株でも償還または買戻しをおこなう各対象会社、及び、外国親会社の株式を1株以上取得する、または買戻すとみなされる各企業は、自己株式取得税の納税額を申告書で報告しているかどうかを問わず、自己株式取得税の税務申告をおこなうことが求められると考えられます。

最終規則が公表される日より後に終了する課税年度については、自己株式取得税の申告期限は、対象会社（または対象会社とみなされる者）の課税年度終了後最初に終了する四半期の Form 720 の提出期限となります¹⁹。例えば、対象会社の課税年度が2024年12月31日に終了し、2024年課税年度中に自己株式取得を行っており、自己株式取得税の最終規則が2024年12月31日以前に公表された場合、当該会社は2025年4月30日（第1四半期の Form 720 の提出期限）までに2024年課税年度の自己株式取得税の申告をおこなう必要があります²⁰。

最終規則が公表される日より前に終了する課税年度については、規則案により、対象会社または対象会社とみなされる者は、連邦官報（Federal Register）に最終規則が公表された日より後の最初の暦四半期の Form 720 の提出期限までに、自己株式取得税の申告をおこなう必要があります²¹。例えば、対象会社の課税年度が2023年12月31日に終了し、2023年課税年度中に自己株式取得を行っており、連邦官報に最終規則が2024年9月16日に公表され

¹⁹ Prop. Reg. § 58.6071-1(a)

²⁰ Prop. Reg. § 58.6071-1(b)

²¹ Prop. Reg. § 58.6071-1(c)

た場合、当該会社は 2025 年 1 月 31 日 (第 4 四半期の Form 720 の提出期限) までに 2023 年課税年度の自己株式取得税の申告をおこなう必要があります²²。なお、この記事が発行されるまでの間に、上述の規則案が 2024 年 6 月 28 日に最終化されており、課税年度が暦年の場合には、2023 年度分の申告は 2024 年 10 月 31 日が期限となります²³。2023 年 1 月 1 日以降で最終規則が公表される日より前に終了する課税年度が複数ある場合、対象会社は最初の自己株式取得税の申告で、各課税年度別に作成した Form 7208 とともに、単一の Form 720 を提出しなければなりません²⁴。

規則案では、自己株式取得税の納付期限は、自己株式取得税の申告期限と同じであるとも規定しています²⁵。

KPMG によるコメント

Notice 及び Announcement 2023-18 に従い、規則案は、2023 年 1 月 1 日以降に行った買戻しに対する自己株式取得税は最終的に報告及び納付しなければならないと規定していますが、報告及び納付は現時点で要求されておらず、最終規則が公表される日より後の最初の暦四半期の Form 720 の提出期限までは要求されないものと考えられます。

規則案によると、財務省及び IRS が 2024 年 6 月 30 日以前に最終規則を公表した場合は、初回の自己株式取得税申告書に関する最も早いと想定される申告期限 (すなわち自己株式取得税の最初の納付期限) は、2024 年 10 月 31 日となります。最終規則が 2024 年 6 月 30 日より後かつ 2024 年 10 月 1 日より前に公表された場合、自己株式取得税の申告期限及び納付期限は 2025 年 1 月 31 日になると考えられます。

両院合同租税委員会 (Joint Committee on Taxation、JCT) は、2023 年 9 月 30 日に終了する連邦政府の会計年度に約 57 億ドル、2024 年 9 月 30 日に終了する会計年度に約 79 億ドルの自己株式取得税による税収を見込んでいます²⁶。ただし、現時点では、2024 年 10 月 1 日に始まる連邦政府会計年度よりも前に、自己株式取得税が徴収される可能性はほぼありません。

²² Prop. Reg. § 58.6071-1(d)。対象会社は、2025 年 4 月 30 日までに 2024 年課税年度の自己株式取得税の申告をおこなうことも求められるとみられます。

²³ 詳細は T.D. 10002, Excise Tax on Repurchase of Corporate Stock – Procedure and Administration (filed with the Federal Register at 4:15pm on June 29, 2024) をご覧ください。

²⁴ そのため、例えば最終規則が 2024 年 9 月 16 日に公表された場合、3 月 31 日に課税年度が終了する対象会社は、2025 年 1 月 15 日までに単一の Form 720 で最初の自己株式取得税の申告書を提出し、2023 年 3 月 31 日及び 2024 年 3 月 31 日に終了する課税年度についてはそれぞれ別個の Form 7208 を Form 720 に添付する必要があります。

²⁵ Prop. Reg. § 58.6151-1(a)

²⁶ Joint Committee on Taxation, *General Explanation of Tax Legislation Enacted in the 117th Congress* (JCS-1-23), at 537 (December 2023); Joint Committee on Taxation, *Estimated Budget Effects of the Revenue Provisions of Title I – Committee on Finance, of an Amendment in the Nature of a Substitute to H.R. 5376, “An Act to Provide for Reconciliation Pursuant to Title II of S. Con. Res. 14,”* (2022 年 8 月 7 日 上院で可決、2022 年 8 月 12 日 下院にて討議予定) (JCX-18-22) (August 9, 2022) をご参照ください。

規則案の公表と同時に、IRS は [Form 7208, Excise Tax on Repurchase of Corporate Stock](#)、及び [instructions for the draft Form 7208](#) のドラフト更新版を公表しています。

KPMG によるコメント

Form 7208 の現在のドラフト版及び付随するインストラクションのドラフト版は、ドラフトにすぎません。これらは、求められる報告について理解するうえでは有用ですが、実際の申告に使用されることはありません。一方で、自己株式取得税申告書の提出が必要とみられる納税者は、現時点のドラフト版 Form 7208 及び付随するインストラクションのドラフト版を使用して、報告義務化の対象になるであろう情報について理解することができます。これにより、納税者は関連情報を収集して整理をする時間の余裕ができ、最終規則が発行され次第、すぐに申告要件を満たすことができると考えられます。

規則案では、対象会社に対し、自己株式取得税申告書で「報告が要求される買戻し、調整、または例外事項の金額を正確に立証できる、網羅的かつ詳細な記録」を維持管理することを求めています²⁷。これらの記録は、IRS の調査で提出できる状況にあり、またその内容が内国歳入法の執行に際して重要となる可能性がある限り、保持されなければなりません。

適用日

原則として、規則案は 2023 年 1 月 1 日以降に終了する課税年度に発生する取引に適用されます²⁸。ただし、Notice に概要が記載されていないものの、規則案に含まれる特定のルールは、2024 年 4 月 13 日 (規則案の公表日の翌日) 以降に発生する取引に適用されます。さらに以下の記載のとおり、外国に親会社があるグループ企業に関連する特定の規定には、適用日に関する別のルールがあります。

KPMG によるコメント

本文書の日付時点においては、規則案は単なる規則案であり、発効していません。しかしながら、現在の形式で暫定規則または最終規則として公布された場合、規則案は一般的に遡及適用されると考えられます。これは Section 7805(b)(1)の規定に基づく考え方もあります。Section 7805(b)(1)により、財務省が発行する最終規則は、規則の想定される内容を実質的に記載しているガイダンスが一般向けに発表された日 (上述のとおり、Notice は 2022 年 12 月 27 日に発行されました) よりも後に終了する課税年度に遡及適用されます。

Notice は、納税者は規制発行まではその Section 3 の規則に依拠することが可能であると規定しています²⁹。規則案の序文では、最終規則が公表されるよりも前に発生する取引及び終了する課税年度に関して、対象会社は

²⁷ Prop. Reg. § 58.6001-1(a)

²⁸ Prop. Reg. § 58.4501-6(a)

²⁹ Notice § 5.03

一般的に規則案に依拠できると規定しています³⁰。規則案に含まれる特定のルールは、最終規則として公表された際に一部については変更があるかもしれませんが、規則案の規定の多くは最終規則に組み込まれ、最終的には遡及適用される可能性が高いと考えられます。

外国の上場会社及び米国子会社

一般的に、確立された証券取引所で株式が取引されている外国企業（適用外国会社）に関しては、法律自体の規定により、当該企業の米国子会社（適用特定関連会社）が関連のない売手から外国親会社の株式を取得する場合には、自己株式取得税が当該米国子会社に課されます³¹。

上述の Notice Funding Rule は、自己株式取得税の適用範囲を大幅に拡大し、米国企業が外国親会社の自己株式取得のために資金提供した場合に、外国資本の米国企業に自己株式取得税が課されます。規則案は、Notice Funding Rule を修正し、特定の下層の外国企業を通じた間接的な資金調達も対象とするように適用を拡大しています。具体的には、規則案では、適用特定関連会社は、自己株式取得税の課税回避を主たる目的とする適用外国会社の株式の直接的または間接的な「対象株式取得取引」³²のために、「何らかの手段（配当、貸付または出資を含む）で資金提供」している限り、適用外国会社の株式取得として扱われるとしています（「対象の資金調達」）。さらに規則案は、あらゆる事実と状況を踏まえ、対象資金調達の主たる目的が、直接的または間接的な対象株式取得取引の資金調達である場合、自己株式取得税の課税回避という主たる目的が存在すると規定しています。

また規則案は、特定の「下流の」資金調達取引について、反証可能な推定 (rebuttable presumption) などの特別なルールを規定しています。具体的には、適用特定関連会社が何らかの手段で直接的または間接的に「下流の関連事業体 (downstream relevant entity)」に資金提供し、下流の関連事業体により、または下流の関連会社に代わって対象株式取得取引の 2 年以内に資金調達が発生する場合には、自己株式取得税の課税を回避するという主たる目的の存在が推定されると規定しています³³。この推定は、自己株式取得税の課税回避という主たる目的が存在しないことが事実及び状況により明確に立証される場合にのみ、反証可能です³⁴。

³⁰ Preamble, XV

³¹ Section 4501(d)(1)

³² 「対象の取得」とは、「AFC（適用外国会社）による買戻し」または関連事業体による適用外国会社の株式取得を意味しています。Prop. Reg. § 58.4501-7(b)(2)(vii)。「AFCによる買戻し」は次のいずれかを意味しています。(1) Section 317(b)における、適用外国会社または対象の代理外国法人 (surrogate foreign corporation) (該当する場合)の株式の償還。ただし、Prop. Reg. § 58.4501-7(j)(3)に規定されている場合を除く。または(2) Section 4501(d)における、Prop. Reg. § 58.4501-7のパラグラフ(j)(4)に記載されている経済的に類似の取引。「関連事業体」は、適用外国会社の適用特定関連会社ではない、適用外国会社の特定関連会社を意味します。Prop. Reg. § 58.4501-7(b)(2)(xiv)。

³³ Prop. Reg. § 58.4501-7(e)(2)

³⁴ 同上

「下流の関連事業体」は、適用外国会社の1社以上の適用特定関連会社が個別にまたは合算して直接的または間接的に（議決権または公正価値で）25%以上の株式（または資本持分もしくは利益持分）を保有している関連事業体として定義されています³⁵。

KPMG によるコメント

規則案には事実上、2つの潜在的な資金調達ルールが含まれています。1つは Notice Funding Rule にほぼ対応している「New Funding Rule (新たな資金調達ルール)」、もう1つは下層事業体を通じた資金調達に関連して適用する「Downstream Rule (下流ルール)」です。特に New Funding Rule は、ある意味では Notice Funding Rule よりも幅広くなっている一方、その潜在的な影響を懸念してきた「インバウンド」多国籍企業に対しては限定的ながら明確さをもたらしているようにみられます。

New Funding Rule の明白な運用例として、外国の上場親会社が米国子会社の全株式を直接所有していると仮定し、自己株式を買戻す資金を得られるように、外国の上場親会社が米国子会社に対して配当として資金を分配させたとします。規則案は、資金の使用目的は自己株式の買戻しであったため、資金調達は、米国子会社（外国の上場親会社ではない）が外国の上場親会社の株式を取得した場合に適用されたであろう Section 4501(d) に基づいて、自己株式取得税の課税回避するための「主たる目的」があったと主張しているように見えます³⁶。

しかしながら基本的に、外国の上場親会社の株式買戻し資金を調達する「目的」は、自己株式取得税の課税を回避する「目的」とは異なります。外国親会社の株式の買戻しをおこなうためには、自己株式取得税の課税を問わず、関連会社ではなく外国親会社が自社株式を再取得することが最も実務的かつ論理的です。さらに、一部の法域には子会社による親会社株式の保有を禁じるいわゆる「anti-corporate-incest」のルールが存在し、そのような取引は法的に不可能になっています（規則案序文においても一定の範囲で取り上げられている内容）。それにもかかわらず、米国子会社が外国の上場親会社の株式取得を法的に禁止されている（また、それによって、Section 4501(d)に記載されている取引への関与が法的に禁止されている）場合でさえも、規則案では、米国子会社による外国の上場親会社の資金調達を、Section 4501(d) の適用を回避する「主たる目的」で実施されたものとして扱っているようです。

通常外国の親会社は、米国及び米国外の事業体から資金提供を受け、これらの資金を株式買戻しなどさまざまな目的で使用します。これらの資金がキャッシュプールの口座に入金され、適用外国会社及びその子会社の一般全社資金と一括して扱われることも少なくありません。実務的な観点からは、このシナリオにおいて、米国企業からの

³⁵ Prop. Reg. § 58.4501-7(b)(2)(xi)

³⁶専門的にみて、関連する規則の文言は遠回しな表現に思われます。つまり、(1) Prop Reg. § 58.4501-1(e) の最初の文で、「対象の資金調達」を、自己株式取得税の課税回避を主たる目的としている対象の取得、として定義しており、(2) 次の文では、「対象の資金調達」のおもな目的は、資金調達のおもな目的が、対象株式取得取引に資金提供するためである場合に、自己株式取得税の回避であるとしています。このため、2番目の文の主旨が、「不適切な」目的が存在するときに、資金調達が対象の資金調達であるように定義することであるとしても、2番目の文は、「対象の資金調達」にのみ適用されます。ただし、この文字どおりの解釈は、2番目の文が本質的に意味がないようにも見受けられることから真意ではないとも考えられます。

資金移動が自己株式取得の資金調達を主たる目的としていなかったことを納税者が立証することができるのかは、明確ではありません。外国親会社が、自己株式取得の資金調達のために米国外の子会社を、その他のニーズの資金調達のために米国子会社を頼るというような使い分けができるのでしょうか。規則案の序文では、どの資金調達源がどの目的で使用されたのかを判断する「追跡」アプローチは採用していないとしています。しかしながら、規則案は、さまざまな目的で使われる内外の調達源から資金を外国親会社が受領するという一般的な場合に、特定の現金配当の目的がどのように判断されるのかについては、答えていません³⁷。規則案にある文言（直接的または間接的に「何らかの手段（配当、貸付または出資を含む）で資金提供」）は、極めて幅広い状況を対象とする可能性があります。例えば、この文言は、外国親会社が自己株式買戻しのために準備金勘定の現金を使用して、その後準備金勘定を補充するために米国子会社から得た現金を使用するという状況を含む可能性があります。あるいは、外国親会社は重要な M&A 取引をおこなう意向があり、米国子会社からの配当から買収資金を調達する一方、自己株式を買い戻すためにその他の財源（米国子会社からの配当を自己株式の買戻しに使用していなければ M&A 取引の資金となったと考えられる財源、すなわち機会費用的アプローチ）を使用するとしたらどうでしょうか。また、規則案は、関係者の責任役割に関して明確に示していません（例えば、米国の CFO または税務責任者が、資金移動に関する外国親会社の意図を確認する必要があるのか、など）。

New Funding Rule は、株式買戻しへの「資金提供目的」を自己株式取得税の課税を「回避する目的」として取り扱うことを明確にしているため、Notice Funding Rule よりも New Funding Rule の方が、納税者はより多くの自己株式取得税の納税義務を負う可能性があります。Notice においては、配当は「みなし (per se)」ルールから明確に除外されていた一方、規則案ではそれに相当する除外規定がありません。さらに、Notice Funding Rule では当該推定は 2 年（恐らく資金調達前の 2 年及び資金調達後の 2 年）に限られていますが、規則案には New Funding Rule に関する暫定的な制限が含まれておらず、規則案の事例では資金調達後 2 年超経過以降に発生する自己株式取得に対して規則を適用しています。

New Funding Rule に関してさらに問題となるのは、通常取引に対する例外規定が存在していないことです。恐らく、そのような取引は自己株式取得税の課税を回避することを主たる目的としておこなわれていないものの、多くの通常取引は外国の親会社による自己株式取得のすべてまたは一部に資金を提供している可能性があります。例えば、外国の上場親会社が米国子会社を所有している状態で、米国子会社が米国内に生産設備を建設するために、(外国の上場親会社の保証付きで) 外部の貸手から資金調達すると仮定します。さらに、米国子会社が親会社に対して保証料を支払い、外国の上場親会社が同じ課税年度に自己株式の買戻しをおこなうと仮定します。米国子会社が資金の融資を受け、保証料を支払った時に外国の上場親会社が自己株式取得の計画をしていた場合、外国の上場親会社に対する保証料の支払いのおもな目的が、外国の上場親会社による自己株式取得に対する何らかの手段による間接的な資金提供ではないことを、米国子会社はどのように立証することができるでしょうか。米国子会社が外国の親会社から棚卸資産を購入する場合や、外国の親会社にサービス料もしくは知

³⁷さらに、「適用順序ルール (ordering rules)」及び複数の「対象の資金調達」を議論している事例は、対象の取得の資金調達に関する「主たる目的」で実施される資金調達の金額が、対象の取得の金額を上回る可能性があるとしています。Prop. Regs. § 58.4501-7(e)(7)(iv);-7(p)(4)。これは、どの資金調達に禁止されている目的があり、自己株式取得税が課税されるのかについて、幅広い見解を示しているようです。

的財産使用料を支払う場合に、原資となる資金が「何らかの手段で直接的または間接的に」外国の上場親会社の自己株式取得の資金となるとすれば、同じ問題が生じる可能性があります。

規則案の事例では、「何らかの手段による直接的または間接的な資金提供」とは、広い意味合いがあることを意図しています³⁸。米国子会社二社は対象の取得の資金調達を主たる目的として外国の上場親会社に資金を貸付け、外国の上場親会社は外国子会社に資金を貸付け、当該外国子会社が外国親会社の株式を（関連性のない売手からと想定）取得する、という事例が示されています。当該事例では、外国の親会社がコンデュイット（媒介機関）として活用されているかのように扱い、米国子会社は自己株式取得税の課税対象であると結論付けています。

下流の資金調達ルールでは、米国企業が下層外国事業体への資金移転を通じて外国親会社の自己株式取得に資金提供する場合も対象とすることを意図しているとみられます。これは、Section 957(a) に定義されている被支配外国会社 (CFC) である適用外国会社の特定関連会社が、適用外国会社の株式を取得した場合にまで自己株式取得税の適用を拡大するというバイデン政権の 2025 年度予算教書の内容に類似しています³⁹。しかしながら、New Funding Rule は大きな影響があるとみられる一方で、Downstream Rule ((New Funding Rule とは異なり)「反証可能な推定」を含む) は、かなり稀な事実パターンにのみ適用されるため、適用可能性は最小限であると考えられます。

一般的に、適用特定関連会社による「資金調達」について記載している規則案の規定は、2024 年 4 月 13 日以降に発生する取引に適用されます。移行ルールに基づいて、Notice Funding Rule に類似したルールは、2023 年 1 月 1 日から 2024 年 4 月 12 日の間の資金調達及び対象となる自己株式の取得が発生している場合に適用されます⁴⁰。ただし、規則案では、特定の一貫性要件に従い、2023 年 1 月 1 日以降に発生する取引に対して、Notice (Notice Funding Rule を含む) の規則の代わりに、規則案の規則の適用を選択することを納税者に推奨しています⁴¹。

その他の規定 (全般的に Notice と整合性を保持)

上記で示したルールに対する修正以外に、規則案はおもに Notice に概要が示されているルールを採用しており、Notice に概要が示されているルールの適用に関して詳細に説明しています。例えば、規則案は以下に関して Notice と実質的に同じルールを採用しています。

- 自己株式取得税の適用及び算定に関する運用ルール
- 自己株式取得税の対象または対象ではない取引のリスト
- Section 4501(e) に基づく、自己株式取得税の例外適用ルール

³⁸Prop. Reg. § 58.4501-7(p)(7) (例 7)

³⁹財務省, [General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2025 Revenue Proposals](#), pp. 4-5 (March 11, 2024)

⁴⁰ Prop. Reg. §§ 58.4501-7(o), -7(r)(2)

⁴¹ Prop. Reg. § 58.4501-7(r)(3)

運用ルール

規則案は、自己株式取得税の納税額の算出に関する、一般的な適用順序ルール (ordering rules) 及び運用ルールを定めています。自己株式取得税の納税額は通常、課税年度中に買い戻した株式の公正市場価値合計額の 1% で計算されます。規則案に従い、この金額はまず Section 4501(e) の例外規定に該当する株式の公正市場価値分が減額され⁴²、さらにネットティング・ルールに従って発行された株式の公正市場価値が減額されます⁴³。

規則案では、ある金融商品が自己株式取得税上の株式であるかについては、発行日時点における米国連邦法人税上の原則的な区分に基づいて判断すると規定しています⁴⁴。

Section 4501 では具体的に財務省に対して特別な種類の株式及び優先株式に対応するルールを規定する権限を与えているものの⁴⁵、規則案は一般に自己株式取得税の適用から特定の種類の資本性金融商品を除外していません⁴⁶。規則案の序文では、すべての優先株式または「転換権のない (straight)」優先株式の除外を複数のコメントが推奨している旨を記載しています⁴⁷。ただし、特定の銀行が発行する「追加的な Tier 1 優先株式」に対する限定的な例外規定を除き⁴⁸、規則案は優先株式を自己株式取得税上の株式として扱っています⁴⁹。

KPMG によるコメント

自己株式取得税上で優先株式を株式として扱うことは、優先株式の発行及び償還のいずれもが自己株式取得税の課税基準額に影響を与えることを意味します。優先株式を発行する企業では、優先株式の消却に伴い、額面価額が同額または近似する新規の優先株式が発行されることは珍しくありません。この点で、特にある課税年度から次の課税年度へ「超過発行」による繰越がない状況では、消却及び発行のタイミングが重要となる場合があります。例えば、対象会社が第 1 課税年度末に優先株式を発行し、第 2 課税年度の期首に優先株式を消却した場合 (当該優先株式は「追加の Tier 1 優先株式」ではないと仮定)、第 1 課税年度の発行と第 2 課税年度の買戻しを相殺することはできません。

濫用防止規則として、別に定めがない限り⁵⁰、法的形式としては株式ではないものの米国連邦法人税上株式として扱われる金融商品 (「**非株式金融商品 (non-stock instrument)**」) の発行は、ネットティング・ルール上相殺できません⁵¹。

⁴²Section 4501(e)(3)のデミニミス (*de minimis*) 例外を除きます。

⁴³ Prop. Reg. § 58.4501-2(c)(1)

⁴⁴ Prop. Reg. § 58.4501-1(b)(29)

⁴⁵ Section 4501(f)(2)

⁴⁶ Prop. Reg. § 58.4501-1(b)(29)

⁴⁷ Proposed Regulations, Part II.A.1.-3 の序文

⁴⁸ Prop. Reg. § 58.4501-1(b)(29)(ii)

⁴⁹ Prop. Reg. § 58.4501-1(b)(29) をご参照ください。

⁵⁰ Prop. Reg. § 58.4501-4(f)(13)(ii) には Prop. Reg. § 58.4501-4(f)(13)(i) が適用されない可能性のある状況も含まれます。

⁵¹ Prop. Reg. § 58.4501-4(f)(13)(i)

このルールにもかかわらず、非株式金融商品が買い戻され、特定の要件を満たしている場合⁵²、ネットイン・ルール上、買い戻しの時点で非株式金融商品の発行は買い戻しの一部としてみなされます⁵³。

KPMG によるコメント

規則案の序文からは、財務省は納税者が自己株式取得税回避のために、実際には株式への転換はおこなわない名目的な仲介者 (accommodation party) に対して非株式金融商品 (例えばディーブ・イン・ザ・マネーのコールオプション) を発行するようなスキームを懸念していたことが伺えます。納税者は買い戻しを相殺するために非株式金融商品を発行するこれらの取引を活用する可能性があるとして財務省は見ています。そのようなスキームを防止するため、規則案では非株式金融商品を自己株式取得税の計算に際しては「発行」されたものとして扱わないという一般原則を設けており、(1) 納税者が特定の報告要件を満たしている場合、(2) 非株式金融商品が買い戻された場合、**かつ**発行額が発行時点または買い戻し時点の非株式金融商品の公正市場価値のいずれか少額であるものの範囲内であること、のすべての要件を満たした場合のみ「発行」されたとみなされるとしています⁵⁴。ただし、非株式金融商品の買い戻しも、自己株式取得税上の買い戻しに該当します。そのため、非株式金融商品は発行と買い戻しの扱いが異なるため、自己株式取得税上、一般的に不利な取扱いが適用されていることとなります。

従業員または雇用主側が抛出する退職金制度に対して株式を発行する場合を除いて、株式は一般的に、株式の所有権が移転された日に発行または買い戻されたとみなされます⁵⁵。買い戻したまたは発行した株式の公正市場価値は一般に市場価格であり、以下の手法のいずれかで算出されます。

- 日々の売買高加重平均価格
- 終値
- 該当日における高値と安値の平均
- 発行または買い戻しの時の取引価格⁵⁶

⁵² Prop. Reg. § 58.4501-4(f)(13)(ii)(B)-(D)をご参照ください。

⁵³ Prop. Reg. § 58.4501-4(f)(13)(ii)(A)。規則案上では、非株式金融商品の条件に沿った株式の引き渡しは、引き渡される株式の発行または提供と引き換えに非株式金融商品の買い戻しがおこなわれたとして扱われます。規則案 (Prop. Reg. § 58.4501-4(f)(13)(ii)(A)) 上の控除額は、Prop. Reg. § 58.4501-4(f)(13)(ii)(E) に基づいて計算されます。

⁵⁴ Prop. Reg. § 58.4501-4(f)(13)をご参照ください。

⁵⁵ Prop. Reg. § 58.4501-2(g)(1) 及び -4(d)(1)。オプションまたは株式取得権が行使されたために従業員に株式が発行された場合、株式は一般的に行使日において発行されたとみなされます。Section 83 に従って従業員に対して譲渡制限付き株式 (すなわち、譲渡されないまたは権利失効の実質的リスク (substantial risk of forfeiture) がある株式) を発行した場合、従業員が株式に関して Section 83(b)に基づいて選択する場合 (その場合従業員に移転された日に発行されたとして扱われる) を除いて、権利が確定するまで株式は従業員に対して発行または提供されたものとみなされることはありません。また、特別なタイミングのルールが存在し、ある課税年度終了後の最初の四半期の間における雇用主が抛出する退職金制度または類似の制度への株式の移転 (例外規定により買い戻しとして扱われない) は、次の課税年度における当該制度への移転として扱われる場合があります。

⁵⁶ Prop. Reg. §§ 58.4501-2(h)(2)(ii); -4(e)(2)(ii)

一般的に、買戻した株式の評価に用いる手法は、ネットイング・ルールにおける買戻しまたは発行したすべての株式の市場価値を算定するために、対象会社の課税年度全体を通して一貫して適用されなければなりません⁵⁷。しかしながら、従業員向けに発行または提供された株式について、規則案では、Section 83 上使用された価額（従業員の課税所得算出のための価額）が自己株式取得税上で使用されると規定しています⁵⁸。

KPMG によるコメント

多くの場合、Section 83 上使用される価額は法人税上の損金算入額算定に使用されているため、問題なく把握可能な数値と考えられます。

最後に、規則案では、証券取引所で取引される通常の株式の買戻しについて、取引日（決済日ではない）が買戻し日であると明記しています。

KPMG によるコメント

自己株式取得税が買戻した株式の価値をその課税標準としていることを鑑みると、取引日と決済日の間で生じている取引価格の相違が自己株式取得税の算定をさらに複雑化した可能性があるため、このルールは実務上有用な内容となっています。

自己株式取得税の対象取引または対象外取引のリスト

規則案は、自己株式取得税の対象となる買戻しとみなさない特定の償還取引及び、自己株式取得税の対象となる買戻しとみなされるその他の取引のリストを明示しています。

Section 317(b) における償還（法人がその株式を、取得後に消却されるか金庫株として扱われるか等にかかわらず、資産を対価として株主から取得する取引）は原則として自己株式取得税の対象となる買戻しに該当しますが、以下の取引は対象外とされています。

- Section 304(a)(1) に規定される取引（共通支配グループ下における株式譲渡）における株式償還に伴うみなし分配⁵⁹

⁵⁷ Prop. Reg. §§ 58.4501-2(h)(2)(iv)(B); -4(e)(2)(iv)(B)

⁵⁸ Prop. Reg. § 58.4501-4(e)(5). 従業員報酬における Notice の規則適用に関しては、Robert Delgado, Gary Cvach, Maury Passman, Tim Nichols, 及び Dontrell Lemon 執筆の [The Stock Buyback Excise Tax: Practical Considerations for Retirement Plans and Equity-Based Compensation Arrangements](#), 51 Tax Mgmt. Comp. Plan J. No. 5 (May 5, 2023) をご参照ください。

⁵⁹ Prop. Reg. § 58.4501-2(e)(3)(i)(A)

- 特定の取引における現金を対価とした端株の精算⁶⁰

なお、自己株式取得税の対象になり得る取引には、例えば、（買収先企業による債務の発生または引受などにより）買収先企業が対価を提供するレバレッジド・バイアウトなども含まれる可能性があります⁶¹。

KPMG によるコメント

たとえわずか 1%の課税であるとしても、上場企業が関与する M&A 取引への自己株式取得税の潜在的な影響は無視できないものとなる可能性もあります。自己株式取得税の納税額は、取引の資金調達に利用される借入手段も含む、取引のストラクチャリングによって大きく変わり得ます。

また、規則案は自己株式取得税の対象となる買戻しとしてみなされる取引のリストを提供しています。当該リストには以下の取引のみが含まれます。

- 買収型の組織再編の一環としての、買収先企業の株主による買収先企業の株式の交換⁶²
- Section 368(a)(1)(E) に基づく資本再編における株式の交換（「E 型組織再編」）⁶³
- Section 368(a)(1)(F) に基づく組織再編における、譲渡法人 (transferor) の株式の交換（「F 型組織再編」）⁶⁴
- Section 355 が適用されるスプリットオフの一環としての、分配企業の株式の交換⁶⁵
- Section 331 及び Section 332 の双方が適用される会社清算における、Section 331 に基づく少数株主に対する分配⁶⁶
- 特定の株式の権利失効及びクローバック⁶⁷

さらに規則案は、経済的に買戻しに類似しない取引であるため、自己株式取得税の対象とならない取引の例示をリストにしています。以下がそのような取引の例になります。

⁶⁰ Prop. Reg. § 58.4501-2(e)(3)(ii)。この例外は通常、Section 368(a) に従って税務上の適格組織再編とみなされる取引の一部、もしくは Section 355 が適用される適格会社分割の一部として、またはオプションもしくは類似の金融商品（例えば、転換可能負債性金融商品や転換可能優先株式）の決済に準じて、端株の現金化に適用されます。端株に係る支払への例外適用については、(1) 対価に関して別途交渉してはならず、(2) 管理上の宜のためのみおこなわれ、(3) いかなる株主の場合でも 1 株あたりの価値を超えることはできません。

⁶¹ Prop. Reg. § 58.4501-5(b)(4)をご参照ください。Adam Murphy, Maury Passman 及び Jeffrey Vogel 執筆の [Stock Repurchases Under the Build Back Better Act's Excise Tax](#), 175 Tax Notes Federal 865 (May 9, 2022)もご参照ください。

⁶² Prop. Reg. § 58.4501-2(e)(4)(i)。「買収型の組織再編」は、Section 368(a)(1)(A)における適格組織再編を指すとされています (Section 368(a)(2)(D) または (a)(2)(E) という理由によるものを含む)、(C)、(D) (Section 354(b)(1)の要件を満たしている)、または (G) (Section 354(b)(1)の要件を満たしているもの)。Prop. Reg. § 58.4501-1(b)(1)

⁶³ Prop. Reg. § 58.4501-2(e)(4)(ii)

⁶⁴ Prop. Reg. § 58.4501-2(e)(4)(iii)

⁶⁵ Prop. Reg. § 58.4501-2(e)(4)(iv)

⁶⁶ Prop. Reg. § 58.4501-2(e)(4)(v)

⁶⁷ Prop. Reg. § 58.4501-2(e)(4)(vi)をご参照ください。

- Section 331 または Section 332 (のいずれか一方) が適用される会社清算における分配⁶⁸
- スプリットオフを除く Section 355 に規定される分割取引 (すなわちスピノフまたはスプリットアップ)⁶⁹
- Section 301(c)(2) または (3) に規定される株式償還とはみなされない分配⁷⁰
- オプション契約またはその他のデリバティブ金融商品のネット現金決済⁷¹

KPMG によるコメント

これまでは、完全な会社清算における大半の分配に対する Notice の例外規定が、特定のケース (例えば、全種類の株式クラスの株主がその保有株式に関して分配を受けているわけではない特別買収目的会社 (SPAC) の清算など) においては適用されないのではないかという懸念がありました。しかしながら、規則案においては、たとえ全種類の株式クラスの株主が分配を受けるわけではないにしても、大抵の場合、会社清算は自己株式取得税の対象にはならないと明確化しています。

Section 4501(e)に基づく自己株式取得税の例外のルール

規則案は、Section 4501(e)の例外規定の適用に係る特定のルールを提示しています。特に Section 4501(e)(1)に基づく組織再編の例外規定は、以下に列挙された対象企業の株式が Section 354 または 355 に従って (つまり適格再編として扱われ) 損益を認識することなく対価資産と交換される場合に適用されます。

- 買収型組織再編における買収先企業⁷²
- E型組織再編 (資本再編) における当事者企業⁷³
- F型組織再編 (法人形態等の変更) における当事者企業⁷⁴または
- スプリットオフにおける分配企業⁷⁵

そのため、組織再編に伴い対象企業の株式との交換に際して株主が受領するその他の資産や現金 (いわゆる「ブート」) は原則として、自己株式取得税の対象になります。

加えて、Section 4501(e)(2) に基づく雇用主拋出の退職金制度または類似の制度への株式の譲渡に係る例外規定の適用により、自己株式取得税の対象となる買戻しの金額は、同一課税年度中に当該制度に拋出された株式の金額分

⁶⁸ Prop. Reg. § 58.4501-(5)(i)-(ii)

⁶⁹ Prop. Reg. § 58.4501-2(e)(5)(iii)

⁷⁰ Prop. Reg. § 58.4501-2(e)(5)(iv)

⁷¹ Prop. Reg. § 58.4501-2(e)(5)(v)

⁷² Prop. Reg. § 58.4501-3(c)(1)。買戻しは組織再編計画に従ったものでなくてはなりません。

⁷³ Prop. Reg. § 58.4501-3(c)(2)。買戻しは組織再編計画に従ったものでなくてはなりません。

⁷⁴ Prop. Reg. § 58.4501-3(c)(3)。買戻しは組織再編計画に従ったものでなくてはなりません。

⁷⁵ Prop. Reg. § 58.4501-3(c)(4)

減額されます⁷⁶。しかしながら、ある課税年度に自己株式取得税申告書の提出期限前に当該制度に拠出された株式は、前年の課税年度中における当該制度への拠出として扱われる可能性があります⁷⁷。

さらに、規則案においては、配当に関する例外規定は買戻しに適用されないという原則は事実関係次第では反証可能であると規定しており、対象企業に関する以下のすべての項目を示すことで反証できる可能性があります。

- 買戻しが Section 302(d) (株式償還の税務上の区分に関する規定) を理由に Section 301 に従って分配として扱われた、または Section 356(a)(2)に基づいて配当としての効果があったことについての表明を株主から取得した。
- 株主による表明に従って買戻しを処理した。
- 株主による表明に反する事実の認識はなかった。
- 買戻しを配当として扱うだけの十分な E&P (税務上の配当可能利益) があった⁷⁸。

KPMG によるコメント

Statutes at Large (合衆国法典) において自己株式取得税法の内容を記載している部分は 3 ページ未満にすぎませんが、規則案では序文を含めて 325 ページに及んでいます。規則案は、かなりの分量のある重要なガイダンスとなっていますが、不明瞭で不透明な部分もあります。自己株式取得税は、表面上は比較的シンプルかつ分かりやすいように見えますが、実際はかなり複雑になっています。議会は Subchapter C のルール (税法のなかの企業取引に関する条項) を物品税に取り入れて買戻しの内容を定義し、その結果、Subchapter C に付随する複雑性が盛り込まれてしまったように見えます。さらに財務省及び IRS は、外国企業が支配する米国子会社が自己株式取得税を回避しつつ外国親会社の自己株式取得に間接的に資金提供している可能性があると考え、それを防ぐために資金調達ルールと乱用防止規定を組み合わせることで論議を呼ぶような内容になっています。その結果、複雑な規則案の内容と、新たな記録管理及び税務申告・納税義務が生じることになりました。

規則案の手続に対するコメントの締め切りは 2024 年 5 月 13 日、実質的な規則に対するコメントの締め切りは 2024 年 6 月 11 日です。

⁷⁶ Prop. Reg. § 58.4501-3(d)(5)(i)

⁷⁷ Prop. Reg. § 58.4501-3(d)(5)(ii)

⁷⁸ Prop. Reg. § 58.4501-3(g)(2)(i)-(iii)

お問合せ先

詳細については、下記KPMG Washington National Tax groupsのプロフェッショナルまでお問合せください。

Corporate

コーポレート関係

Maury Passman

T: +1 202 533 3775

E: mpassman@kpmg.com

Mark Hoffenberg

T: +1 202 533 4058

E: mhoffenberg@kpmg.com

Tim Nichols

T: +1 414 617 5480

E: tnichols@kpmg.com

Stephen Haltom

T: +1 404 979 2332

E: shaltom@kpmg.com

Excise

物品税

Taylor Cortright

T: +1 202 533 6188

E: tcortright@kpmg.com

International

海外

Gary Scanlon

T: +1 202 533 4651

E: gscanlon@kpmg.com

Ron Dabrowski

T: +1 202 533 4274

E: rdabrowski@kpmg.com

Seevun Dunckzar

T: +1 408 367 2865

E: rdabrowski@kpmg.com

Practice, procedure, and administration

プラクティス、手続及び管理

Greg Armstrong

T: +1 202 533 8816

E: gregoryarmstrong@kpmg.com

Financial institutions and products

金融機関及び金融商品

Mark Price

T: +1 202 533 4364

E: gregoryarmstrong@kpmg.com

Grant Dalbey

T: +1 202 533 3542

E: gdalbey@kpmg.com

本レポートは KPMG LLP が発行した "Stock repurchase excise tax proposed regulations—initial analysis" をベースに作成したものです。和訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

本稿に関する日本語でのご質問は下記担当者、あるいは US Japanese Practice (us-kpmg-jp@kpmg.com) までご連絡ください。

Michio Suzuki

T: +1 212 872 3310

E: michiosuzuki@kpmg.com

Nobuhiro Okada

T: +1 404 222 3160

E: michiosuzuki@kpmg.com

Learn about us:



[kpmg.com](https://www.kpmg.com)

The information contained herein is not intended to be "written advice concerning one or more Federal tax matters" subject to the requirements of section 10.37(a)(2) of Treasury Department Circular 230.

The information contained herein is of a general nature and based on authorities that are subject to change. Applicability of the information to specific situations should be determined through consultation with your tax adviser.

KPMG LLP is the U.S. firm of the KPMG global organization of independent professional services firms providing Audit, Tax and Advisory services. The KPMG global organization operates in 146 countries and territories and in FY20 had close to 227,000 people working in member firms around the world. Each KPMG firm is a legally distinct and separate entity and describes itself as such. KPMG International Limited is a private English company limited by guarantee. KPMG International Limited and its related entities do not provide services to clients.